

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和21年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から22年6月1日まで
昭和21年10月31日から勤務したA株式会社B支店の厚生年金保険加入期間について照会したところ、22年6月1日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

入社したのは、昭和21年10月31日なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主保管の人事記録及び申立期間当時の雇用関係に係る事業主の説明から判断すると、申立人は、昭和21年10月31日からA株式会社B支店に正社員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B支店における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと考えているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事について、平成11年3月は36万円、同年4月及び同年5月は56万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月にA株式会社に入社し、平成10年12月からは嘱託社員に変更になり、11年1月からB出張所長として勤務した。

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、平成10年10月から11年2月までの標準報酬月額は56万円であるのに、同年3月から同年9月までは26万円になっている。

平成11年1月から12年12月までの給与明細の支給額や社会保険などの控除額をメモしたものが残っており、当時の厚生年金保険の控除額から推測すると、申立期間の標準報酬月額は56万円なので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する56万円と記録されていたところ、平成12年1月11日付けで11年3月1日に遡って26万円に引き下げられ、同年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間当時の給与支給額の内訳や健康保険、厚生年金保険、雇用保険、所得税等の各金額を記載した資料（以下「申立人提出資料」という。）を確認したところ、i) 申立人提出

資料上の平成 11 年 5 月から同年 7 月までの給与支給額は、A 株式会社が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」において確認できる同年 5 月から同年 7 月までの報酬月額と一致すること、ii) 申立人が主張する標準報酬月額 (56 万円) 及び C 健康保険組合から聴取した申立期間当時の保険料率により算出した健康保険料額は、申立人提出資料上の申立期間に係る健康保険料額と一致すること、iii) 申立人提出資料上の申立期間に係る雇用保険料額は、当時の雇用保険料率から算出した雇用保険料と一致することなどから判断すると、申立人提出資料は、申立期間当時の給与の支給実態等に即したものと認められることから、申立人は、同年 3 月から同年 9 月までの期間について、申立人提出資料に基づいた給与が支給され、標準報酬月額 56 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は 56 万円であるものの、申立期間のうち、平成 11 年 3 月及び同年 6 月から同年 8 月までの期間については、申立人提出資料において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額よりも低いことから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 56 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 56 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所 (当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から59年12月まで

私は、国民年金の加入記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。申立期間当時は、私の母が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「加入勧奨者（回答ハガキ郵送届出により処理）昭和62年1月5日取得届受付」の記載があることから、申立人の母は、同年1月頃にはがきにより申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、オンライン記録で前後の被保険者に対する国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人が所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号は、同年2月4日から同年2月10日までの間に払い出されたものと推認できることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間が133か月と長期間にわたっている上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は高齢のため、保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、A市の記録でも申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 8 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金記録を確認したところ、昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

私は、父親が経営する株式会社Aで、学生の際はアルバイト、卒業後は従業員として勤務しており、同社が私の国民年金保険料を納付してくれていたため、国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳番号割振設定表によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 7 月 2 日にB市に対して払い出されたことが確認でき、当該払出日時点において、申立期間①、②、及び③の一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、各申立期間において納付した国民年金保険料について、株式会社Aに係る決算報告書の「保険料」科目に申立人の国民年金保険料が含まれていると主張しているが、同社の決算報告書類を作成したとされる会計事務所は、「申立期間当時の資料は無いが、法人の会計処理において、個人が負担すべき国民年金保険料額を『保険料』科目に計上することは認められていない。」と証言している上、各申立期間における国民年金保険料は月額 2,200 円から 6,740 円であるところ、当該決算報告書に記載

のある「保険料」は、各年においておおむね 100 万円を超える額となっているため、当該科目における保険料額の内訳が不明であり、申立人の国民年金保険料が含まれているか否かを確認することができない。

さらに、申立人は、各申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとされる父親は高齢のため、申立内容を確認できる証言を得ることができないことから、当時の保険料の納付状況が不明である。

このほか、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年3月までの期間、59年2月から同年3月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から同年3月まで
② 昭和59年2月から同年3月まで
③ 昭和59年10月から60年3月まで

私は、国民年金に加入して以来、当然のように保険料を納付してきた。しかし、年金記録を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

各申立期間について、納付した金額の具体的な記憶や領収証等の資料は無いが、絶対に納付しているはずなので、国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「集金人に納付していたと思う。」としているが、A市は、「被保険者が納付組織に加入している場合は、国民年金被保険者名簿の『組合名』又は『組合番号』の欄に、組合名又は組合番号を記載していた。」としており、申立人に係る同名簿を確認したところ、それぞれの欄は空欄となっていることが確認でき、申立人が申立期間において国民年金保険料の納付組織に加入していたことは確認できない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、各申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月

昭和 62 年 2 月に就職した会社が、年金に関する手続を全部してくれ、申立期間の国民年金保険料も納付してくれた。

当時の会社の担当者が「63.12.3 社会保険事務所で調査し訂正済、全部納付手続済」と記載したメモを所持しているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 2 月に就職した会社が、年金に関する手続を全部してくれ、申立期間の国民年金保険料も納付してくれた。」と述べているが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の妻に係る B 市（現在は、A 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその妻の申立期間の国民年金被保険者資格は、昭和 63 年 12 月 2 日に取得の処理が行われていることが確認できるものの、申立期間については申立人及びその妻の保険料は共に未納とされている上、申立人の勤務先で当時経理を担当し、年金に関する諸手続及び国民年金保険料の納付を確認したと申立人が主張する者は、当委員会の照会に対して、会社が社員の国民年金保険料を納付することは無い旨回答している。

また、申立人から提出されたメモには、社会保険事務所（当時）の職員の名前が記載されていることから、この職員から聴取したところ、当該職員は、申立期間当時は厚生年金保険を担当しており、国民年金には携わっていなかったと述べている上、申立人は、昭和 62 年 2 月に就職した会社に、54 年 1 月から 58 年 12 月までの期間も勤務しているが、当該期間における同社の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険

被保険者記号番号の記号が誤っていたことが確認できることから、当該メモの記載は、社会保険事務所において、記号番号を正しい記号番号としたことについて記載されたものと考えられ、この訂正処理に併せて申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理が行われたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身では納付していないと述べており、申立期間後に勤務した会社が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から54年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和54年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から54年5月まで
② 昭和54年6月から62年3月まで

私は、昭和47年10月末にA市に転居した際に、申立期間①に係る国民年金保険料の申請免除の手続を行った。また、54年6月に婚姻したことを契機に国民年金保険料の納付開始の手続を行い、申立期間②に係る保険料を納付していたと記憶している。

申立期間①を国民年金保険料の申請免除期間として、また、申立期間②を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和47年10月に申請免除の手続を行い、54年6月に国民年金保険料の納付開始の手続を行うまで免除を受けていたと主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は56年2月9日にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申請免除は過去に遡って受けることはできないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる時期以前に当たる申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の申請免除を受けることはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和54年6月に婚姻したことを契機に国民年金保険料の納付開始の手続を行ったと主張するが、国民

年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②のうち54年6月から57年6月までの期間は未納期間とされており、同年7月から62年3月までの期間は申請免除期間とされているところ、申立人の妻の納付記録も、婚姻後の54年7月から58年5月までの期間は、未納及び申請免除期間とされている。

加えて、申立人の申立期間①の国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料は無い上、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を申請免除及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私は、平成7年7月から勤めた会社を8年2月に辞め、すぐにA町役場で国民年金の加入手続きを行い、同町役場窓口で、それまで未納であった国民年金保険料を数回に分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料も遡って納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の4番前の記号番号の者が20歳到達時の平成8年2月22日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人が主張するとおり、申立人は、同年2月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立人が20歳到達時の6年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認される。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料に関しては、加入手続きを行った時期からみて過年度保険料となるところ、申立人は、A町に住んでいた時には、同町役場窓口以外で保険料を納付した記憶は無いとしているが、同町からは、「過年度納付書の発行は行っておらず、過年度保険料の収納は行っていなかった。また、過年度保険料の納付が可能な金融機関も役場内には存在しない。」との回答を得た。このため、申立人は、同町から現年度保険料の納付書の発行を受け、申立期間後の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで
私が 20 歳になった平成5年*月頃に国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、国民年金保険料を納付した記憶がある。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成5年*月頃に国民年金保険料の納付書が郵送されてきたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、9年12月30日に強制加入の国民年金被保険者資格を取得したことは確認できるものの、それ以前に資格を取得した記録は無く、同年1月の基礎年金番号の導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から同年11月1日まで
② 昭和31年12月から32年5月1日まで

申立期間①については、A株式会社において季節労働者として雇われ、B県の工事現場で工事人夫として働き、申立期間②については、C県の同社D作業所において、同様に季節労働者として雇われ、工事人夫として働いた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の従事した工事内容等に関する記憶、A株式会社E支店（以下「E支店」という。）が保管する資料等により、期間の特定はできないものの、申立人が季節労働者としてA株式会社が受注したB県及びC県の工事現場において勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社及びE支店では、季節労働者に関する資料は保管しておらず、申立人の勤務実態、当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況等については不明と回答している。

また、オンライン記録において、A株式会社という名称を含む厚生年金保険の適用事業所を調査したところ、申立期間①にB県内で適用事業所となっている事業所はE支店以外には確認できず、同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないほか、申立期間②については、C県内で適用事業所となっている事業所は確認できず、当該期間に適用事業所となっている事業所のうち、D作業所を管轄していた可能性のある同社F支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社G出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録及び上記被保険者名簿等において、申立人が各申立期間において季節労働者として一緒に働いた上司及び同僚の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立期間①について、オンライン記録によると、E支店が保管する資料において、当該期間に申立人が従事した工事の担当者として氏名が記載されている当時の工事総責任者及び事務担当者は既に死亡していることから、他の工事担当者のうち連絡先が判明した4人に対し、当時の季節労働者の厚生年金保険の加入状況等について照会したが、回答のあった3人は不明と回答しているほか、当該工事の下請けを担当していたとみられるH市のI事業所についても、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで
私は昭和 26 年に学校を卒業と同時に株式会社A（現在は、株式会社B）に入社した。「厚生年金保険加入記録のお知らせ」で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が従前より低額とされているが、当時給与が下がったとは考えられないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 42 年 10 月に 4 万 5,000 円であったものが 43 年 10 月に 3 万 3,000 円、44 年 10 月に 3 万 6,000 円、同年 12 月に 4 万 2,000 円にそれぞれ改定されているところ、株式会社Bでは、「申立期間については当時の資料が残っておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除については不明であり、標準報酬月額が低額に改定されたのは、その年だけ残業が少なかったような事由しか考えられない。」旨回答している上、当時の給与、社会保険担当の主任は、「当時基本給が下がったことは無く、残業によって報酬月額が変動することがあったと思う。」と述べている。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は複数の同僚と比較しても低額であるとは認められない上、複数の同僚の標準報酬月額も申立人とほぼ同様に申立期間は従前に比べ低額になっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの処理は

見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、A市にあった事業所に勤務していたが、その事業所を退職後すぐに同市内のB事業所に勤務した記憶がある。就職後すぐに保険証を受け取り、通院した記憶もあり、同僚と給料明細を見て厚生年金保険料が高いねと話した覚えもあるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

関係団体に照会したところ、申立期間当時、申立人の説明した場所にB事業所が所在していたとしていること、及び健康保険組合の回答から、当時、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所は、厚生年金保険の事業所番号等索引簿に記載されておらず、申立期間を含め厚生年金保険の適用事業所になった記録が無い。

また、B事業所の事業主であった者は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた記録が無く、当時の同事業所は、健康保険組合に加入し、申立人も申立期間の大半を含む昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 31 日までの期間について、同健康保険組合に加入していることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入状況を確認したところ、申立期間の加入記録は見当たらない。

加えて、B事業所は、平成 10 年 1 月に廃業しており、当時の事業主は他界しているため、当時の申立人の厚生年金保険への加入状況を確認できない上、申立人から聴取しても同僚の氏名が不明であるため、厚生年金保険料の控除等の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 22 日から 45 年 8 月 20 日まで
私が株式会社Aに勤めていた申立期間の標準報酬月額が年金事務所の記録では1万6,000円及び1万8,000円となっているが、当時の給料は14万円から17万円だったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから事業を引き継いだとする株式会社Bでは、「申立期間当時の賃金台帳等は保存していないため詳細は不明であるが、申立人と同年代の者に聞いたら、当時の初任給は2、3万円程度だったと言っていた。20歳ぐらいの初任給は現在でも16万円程度なので、40年ぐらい前に同程度の初任給をもらっていたとは思えない。」旨回答している。

また、当該事業所に申立人と同時に入社した同僚11人に照会したが、回答があった10人のうち9人は、給与明細書は所持していないものの、入社当時の報酬額は1万6,000円又は2万円程度であり、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ合っていると回答し、残りの1人は、申立期間当時の報酬額は不明と回答している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所に申立人と同時に入社した同僚59人のうち、申立人より1歳下の同僚2人の昭和44年3月入社時及び同年10月の標準報酬月額は申立人と同額である上、申立人より1、2歳上の同僚38人の入社時の標準報酬月額は、全員2万円となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、

遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 25 日まで
私は、昭和 62 年 10 月 1 日から平成 3 年 7 月 9 日までの期間、有限会社 A に勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。
厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用契約書により、申立人が申立期間当時に有限会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和 63 年 3 月 25 日から平成 3 年 7 月 10 日までの期間に有限会社 B において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立期間当時、有限会社 A と事業主が同一であった有限会社 B の事務担当者は、「有限会社 A は厚生年金保険の適用を受けていなかったことから、後日、申立人を有限会社 B において、厚生年金保険に加入させたものと推測される。」と述べている。

また、申立人が所持している雇用契約書に厚生年金保険等の社会保険に関する記述が無い上、申立期間当時の当該事業所の責任者（事業主の当時の妻）は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の当該事業所の責任者（事業主の当時の妻）は、申立人の厚生年金保険の加入の有無は覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月頃から同年12月頃まで

私は、昭和26年9月頃から同年12月頃までの期間、A氏所有の船舶Bに甲板員として乗り組んだ。

しかし、船舶Bに乗り組んだ期間が船員保険に未加入となっているので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、申立人が船舶Bと一緒に乗り組んでいたと記憶している同僚2名は、申立期間当時の船員保険の加入記録は見当たらない上、当該同僚は既に亡くなっていることから申立期間当時の状況を確認することができない。

また、当該船舶所有者及び申立人が記憶している漁労長は既に亡くなっていることから、申立人の船員保険の加入状況を確認することができない。

さらに、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、船員保険被保険者台帳においても、申立期間当時に被保険者資格を取得した記録は確認できない。

加えて、申立人の当該船舶における雇用期間を確認できる船員手帳等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 11 月 22 日から同年 12 月 25 日まで

私が所持する船員手帳によれば、株式会社Aが所有する船舶Bにおける雇入日は昭和 46 年 8 月 18 日となっているが、船員保険の資格取得日は同年 9 月 1 日となっており、同年 8 月は船員保険に未加入となっている。

また、C氏が所有する船舶Dにおける雇入日は昭和 58 年 8 月 31 日、雇止日は同年 12 月 25 日となっているが、船員保険の資格取得日は同年 9 月 1 日、資格喪失日は同年 11 月 22 日となっており、同年 8 月及び同年 11 月は船員保険に未加入となっている。

各申立期間において乗船していたことは事実なので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の船員手帳には、申立人が船舶Bに甲板員として昭和 46 年 8 月 18 日に雇い入れられたことが記載されているが、当該船舶の船長は、同年 8 月 21 日にE県に着き、機関長と機関士に会い、同年 9 月 4 日頃にF港に回航し、他の 5、6名の乗組員に会ったと述べており、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿においても、同年 8 月に被保険者資格を取得しているのは上記船長と機関員の 2 名のみで、同年 9 月に申立人を含む 5 名が資格を取得しており、上記船長の証言と一致していることから、申立人が同年 8 月 18 日の雇入れと同時に当該船舶に乗り組んでいたとは考え難い。

また、G漁業協同組合では、船舶所有者が作成した船員保険の資格取得届等の内容を、同組合の台帳に転記した後、社会保険事務所（当時）に届け出ていたとしており、同組合が保管する台帳によれば、申立人の船舶Bにおける資格取得日は昭和46年9月1日、資格喪失日は48年4月20日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、株式会社Aの元取締役に照会したが、「当時の担当者は既に死亡しているため手続の詳細は分からず、倒産したため書類も残っていない。」との回答であり、申立人に係る船員保険の届出及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人の船員手帳に記載された船長は、昭和58年9月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年11月22日に資格を喪失しており、申立人の加入記録と一致している。

また、上記船長は既に死亡している上、申立人と同時期に船舶Dに乗り組んでいたと考えられる者13名に照会し、3名から回答があったが、申立人の乗船期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

さらに、船舶所有者のC氏は既に死亡しており、申立人に係る船員保険の届出及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2453 (事案 353 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 7 月 22 日まで
② 昭和 39 年 8 月 3 日から 40 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 7 日から 46 年 1 月 26 日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっていた。

しかし、私は、A株式会社を昭和 46 年 1 月に退職後、1 週間ぐらいでB県にある実家に帰ったため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずである。

申立期間について、脱退手当金を支給された記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として年金の額に反映させるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は「最終事業所を退職した際、厚生年金保険から一時金を受け取った。」旨の主張をしているが、この申立人が受け取ったとする一時金が脱退手当金であったと考えるのが自然であること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 46 年 4 月 22 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回の再申立てについて、申立人は、A株式会社を昭和 46 年 1 月に退職後、1 週間ぐらいでB県にある実家に帰ったため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずであると主張しているが、脱退手当金の支払については、支給決裁後、会計担当課において当地払と隔地払に分類され、本人又は代理人への社会保険事務所（当時）での支払のほか、隔地用支払通知書の送付により銀行又は金融機関での受取が可能であったことから、申立人の上記主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2454 (事案 837 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 11 日から 42 年 3 月 16 日まで
② 昭和 43 年 6 月 25 日から 46 年 8 月 1 日まで

前回の申立てでは思い出せなかったが、勤務していた有限会社Aの同僚を思い出した。

脱退手当金は本当に受け取っていない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の最終事業所である有限会社Aにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱 47 年 4 月 17 日 受付」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないこと、ii) 申立人は、脱退手当金支給日後に国民年金保険料の追納(昭和 50 年 7 月 31 日)及び特例納付(昭和 50 年 12 月 30 日)を行っているが、その納付期間(昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの分、40 年 7 月から 42 年 3 月までの分及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの分)が申立期間の一部と重複している上、昭和 51 年 7 月と同年 12 月にはそれぞれ支給対象期間とは別の厚生年金保険被保険者手帳記号番号を再取得していることを踏まえると、その時点では申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたものとは考え難いことなどから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、有限会社Aの同僚を思い出したと述べているが、オンライン記録によれば、同事業所の厚生年金保険被保険

者としてその同僚の氏名は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。